仕　様　書

1　概　要

（1）件　　名　令和９年度櫛原中継ポンプ場外８施設電力供給

（2）需給場所　「別紙１」のとおり

（3）用　　途　ポンプ場等

2　仕　様

（1）電力供給条件等

「別紙１」のとおり

（2）契約電力・予定使用電力量

ア　契約電力：「別紙１」のとおり

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ　契約期間中の予定使用電力量：「別紙１」のとおり

月別予定使用電力量は、「別紙２」のとおりとする。

（3）使用期間

自 令和９年４月１日 ００：００　至 令和１０年３月３１日 ２４：００

3　その他

（1）フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

（2）各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるものとする。

（3）契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、九州管内の旧一般電気事業者が定める標準供給条件または選択供給条件変更の際には、上記供給条件に規定する単価の増減を超えないこととする。

（4）電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。

（5）事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。

（6）この仕様書に定めのない事項については、九州管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件または選択供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。